

岐阜市岐阜駅前広場管理基準

(平成 22 年 3 月 31 日決裁)

改正 平成 22 年 6 月 10 日決裁

改正 平成 25 年 6 月 13 日決裁

改正 平成 28 年 3 月 30 日決裁

改正 平成 31 年 2 月 8 日決裁

改正 令和 7 年 7 月 10 日決裁

岐阜市岐阜駅前広場条例施行規則（平成 21 年岐阜市規則第 51 号。以下「規則」という。）第 17 条の規定に基づき、岐阜駅前広場（以下「駅前広場」という。）の管理基準を次のとおり定める。

（趣旨）

第 1 駅前広場の管理については、岐阜市岐阜駅前広場条例（平成 21 年岐阜市条例第 29 号。以下「条例」という。）及び規則に定めがあるもののほか、この基準の定めるところによる。

（禁止行為）

第 2 条例第 4 条各号に掲げる禁止行為のうち、同条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当する行為とは、条例第 6 条第 1 項又は条例第 7 条第 2 項の許可を受けないで行う行為をいうものとする。

（占用及び使用可能な実施主体）

第 3 条例第 6 条第 1 項第 3 号に掲げるもののうち看板、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する工作物及び同項第 4 号に掲げるもの（はり紙等を含む。）による占用並びに条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる行為による使用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる行為で、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の規定によりすることができる選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動として行われるもの及び政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）に規定する政党の政治活動並びに公職選挙法に規定する公職にある者の政治活動として行われるものの実施団体にあつては、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体（これらの機関を含む。以下同じ）
- (2) 地方公共団体を含む地域住民又は地域団体等の関係者からなる協議会等
- (3) 地方公共団体が支援する実施主体
- (4) 占用又は使用（以下「占用等」という。）の目的が公共性、公益性の観点から特定の者の利害とならないと認められる実施主体
- (5) 占用等が地域の活性化や賑わいの創出等につながり、許可することが特に必要と認められる実施主体

(個別の許可基準)

第4 条例第6条第1項第3号に掲げるもののうち看板、旗ざお、幕その他これらに類するもの及び同項第4号に掲げるもののうち広告物による占用の許可を受けることができるものは、次に掲げる条件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

- (1) 表示内容がJ R 岐阜駅周辺施設連携促進協議会の会員の施設で開催されるイベント事業等に係るものであること。
- (2) 表示面積の合計が4㎡以下であること。ただし、イベント事業等開催期間中は、8㎡以下まで緩和することができる。
- (3) 設置期間がイベント事業等の開催期間及びその期間前2週間以内であること。

2 条例第6条第1項第3号に掲げるもののうちアーチその他これらに類するものによる占用の許可を受けることができるものは、次に掲げる条件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

- (1) 表示内容がJ R 岐阜駅周辺施設連携促進協議会の会員の施設で開催されるイベント事業等に係るものであること。
- (2) 歩道に関しては有効幅員2m以上を確保するものであること。
- (3) 主要構造部が堅固なものであり、独立した構造であること。
- (4) 設置期間がイベント事業等の開催期間及びその期間前2週間以内であること。

(占用等の場所)

第5 条例第6条第1項第3号に掲げるもののうち看板、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する工作物及び同項第4号に掲げるもの(はり紙等を含む。)による占用並びに条例第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為による使用の場所は、別図で示す区域で行うことを原則とする。ただし、市長が認めるものについては、この限りではない。

2 前項に規定する物による占用等の場所においては、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 駅前広場の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- (2) 歩道上に物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間(交通量が多い場所にあっては3.5m以上、その他の場所にあっては2m以上)を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(許可の条件)

第6 占用等の許可にあたっては、占用等の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 看板、旗ざお、幕、アーチ、はり紙その他これらに類する物件が、占用等の期間内に汚損し、又は損傷した場合は、修繕、交換その他市長が指示する措置を講じること。

- (2) 駅前広場の施設を汚損し、又は損傷するおそれのある行為はしてはならないこと。
(イベント等であっても、ローラースケートやスケードボードなど、施設を破損するおそれのある行為は禁止する。)
- (3) 許可を受けていない場所を使用しないこと。
- (4) 他の駅前広場利用者に迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。
- (5) 仮設テントやステージ、パラソル等を設置する場合は、風雨等により転倒、倒壊等しないよう固定し、台風や突風により飛ぶおそれがあるときには直ちに撤去すること。
- (6) 多数の来客が見込まれる場合は、交通の要所へ誘導員を配置し、過度な来客者の集中が起こらないよう必要な措置を講じること。
- (7) 歩行者用デッキ階段付近では、来客者の滞留が起こらないよう適切な誘導を行うこと。
- (8) 歩行者用デッキからの落下事故等が起こらないよう必要な措置を講じること。
- (9) 車で多数の来場が予想される場合は、あらかじめ公共交通機関での来場を案内するとともに、十分な駐車場を確保し、迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。
- (9) 占用等の終了後は、駅前広場の清掃を行い、原形復旧をおこなうこと。また、清掃に際しては、占用等をした場所はもとより、その動線となる施設についても、汚損の有無を確認し清掃を行うこと。
- (10) 占用等に必要場所（占用等の目的を達成するために必要な場所を含む。）で除雪等が必要な場合には、占用者又は使用者の負担で除雪等を行うこと。
- (11) 緊急連絡先をあらかじめ提出し、緊急時には迅速な対応がとれる体制を整えておくこと。

(占用料等の減免)

第7 規則第9条第1項第4号の規定により占用料等を減免することができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援をする事業のために使用する時。
- (2) 公共的団体（農業協同組合、森林組合、消費生活共同組合、商工会議所等産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体、教育関係団体、厚生社会事業団等広く公共的活動を目的とする団体をいう。）が使用する時。
- (3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校に在学する者又はその団体が教育上の目的で使用する時。また、高等学校若しくは大学に在学する者の団体又は園児の団体が教育上の目的で使用する時。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずる理由があると認めるとき。

2 規則第9条第1項第3号に規定する市が後援する事業のために使用する時及び前項第1号に規定する国又は市以外の地方公共団体が後援をする事業のために使用する時で、次の各号のいずれにも該当する場合は、第2号に係る面積に相当する部分の占用料等は減免しない。

- (1) 使用期間が7日間を超えるとき。
- (2) テント、テーブル、ステージ等の設置物を使用期間において常設するとき。
- (3) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為を行うとき。

3 規則第9条第2項第3号に規定する市長が必要と認める額は、占用料等の全額とする。

4 前項に規定するもののほか、条例第7条第2項第3号の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免するものとする。

- (1) 使用の内容が市に有益で市の紹介やPRとなっているもの
- (2) 岐阜県が推進する岐阜フィルムコミッション制度を利用して申込みがあったとき。

附 則(平成22年3月31日)

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月10日)

この基準は、平成22年6月10日から適用する。

附 則(平成25年6月13日)

この基準は、平成25年6月13日から適用する。

附 則(平成28年3月30日)

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月8日)

この基準は、平成31年2月9日から適用する。

附 則(令和7年7月10日)

この基準は、令和7年7月10日から適用する。

岐阜市岐阜駅前広場管理基準の一部改正

岐阜市岐阜駅前広場管理基準第3を次の通り改正する。

改正後	改正前
<p>(占有及び使用可能な実施主体)</p> <p>第3 条例第6条第1項第3号に掲げるもののうち看板、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する工作物及び同項第4号に掲げるもの(はり紙等を含む。)による占有並びに条例第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為による使用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、条例第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為で、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定によりすることができる選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動として行われるもの及び政党助成法(平成6年法律第5号)に規定する政党の政治活動並びに公職選挙法に規定する公職にある者の政治活動として行われるものの実施団体にあつては、この限りでない。</p> <p>(1), (2), (3), (4), (5) (略)</p>	<p>(占有及び使用可能な実施主体)</p> <p>第3 条例第6条第1項第3号に掲げるもののうち看板、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する工作物及び同項第4号に掲げるもの(はり紙等を含む。)による占有並びに条例第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為による使用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、条例第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為で、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定によりすることができる選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動として行われるもの及び政党助成法(平成6年法律第5号)に規定する政党の政治活動として行われるものの実施団体にあつては、この限りでない。</p> <p>(1), (2), (3), (4), (5) (略)</p>